

3 古市国第 854 号
令和 3 年 7 月 6 日

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 荻 正憲 様

古賀市長 田辺 一城

諮問書

令和 3 年度第 1 回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会において、下記の内容について諮問したいと考えております。古賀市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 23 号）第 7 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、当該個人情報を収集することが相当であると認められるかについて、意見をお伺いいたします。

1 実施機関

市長（市民部市民国保課）

2 情報収集先

粕屋北部消防本部

3 個人情報取扱事務の名称

国民健康保険の第三者行為求償事務

4 個人情報取扱事務の目的

第三者行為求償とは、国民健康保険の被保険者が治療を受ける原因が第三者による加害、又は本人の不法行為によるものであれば、その治療に係る医療費は第三者又は不法行為を行った本人（以下「加害者」とする）が負うべきものとして国民健康保険が給付した医療費を請求するものである（国民健康保険法第 64 条）。

加害者が本来負担すべき給付額を国民健康保険で負担したままであれば、加害者は不当に利益を受けたことになるうえ、その負担が保険税に反映されることにより、不公平な結果が生じることとなる。

国民健康保険は第三者による加害や不法行為による医療費給付を把握し、加害者への適正な賠償を求め、医療費適正化および保険財政の安定化を推進する必要があることから、粕屋北部消防本部が所有する救急搬送記録の提供を求めるものである。

5 個人情報対象者の範囲

古賀市在住で0歳～74歳までの者の交通事故、加害、一般負傷による救急搬送記録
(社会保険・生活保護含む)

6 収集する個人情報の内容 (別紙記録簿案参照)

- ①救急搬送者氏名、生年月日、年齢及び住所
- ②事故発生年月日
- ③救急搬送出動場所
- ④収容医療機関名
- ⑤事故種別
- ⑥事故概要

※提供内容について個別の問い合わせは行わない。

7 情報提供の方法について

情報記録媒体 (USB) による提供。ただし、USB の紛失等の事故も想定されることから、閉鎖環境によるデータ送信などより安全な提供方法を今後も検討していく予定。

- ・提供データに予め両者で取り交わしたパスワードを付与し、データを USB に保管する。
- ・個人情報漏洩防止機能付 USB を使用する。

8 情報の管理について

- ・提供データは基幹系 PC (閉鎖環境) に保管する。
- ・USB には紛失防止策を施し、鍵付きの棚に保管する。
- ・提供データの管理責任者は国保主管課長とする。

9 情報の破棄について

救急搬送情報を使用する必要がなくなった場合は速やかにデータを削除する。

10 情報提供開始時の依頼について

覚書を締結する。また、開始時及び更新時に文書にて情報提供依頼を行う。